

証券コード 7056
2026年2月25日
(電子提供措置の開始日 2026年2月18日)

株主各位

愛媛県松山市吉藤三丁目4番6号

株式会社マルク

代表取締役 北野 順哉

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.maruc-group.jp/ir-cat/others/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（マルク）または証券コード（7056）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年3月11日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2026年3月12日（木曜日）午前9時30分

2. 場 所 愛媛県松山市吉藤三丁目4番6号
当社本社会議室

3. 目的事項

決議事項

第1号議案 上場廃止申請の件

第2号議案 定款一部変更の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があつたものとしてお取り扱いいたします。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第1号議案 上場廃止申請の件

当社は、2019年3月5日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market（以下、「TPM」という。）へ上場いたしました。以来、約7年間にわたり上場企業として事業運営を行う中で、直近事業年度においては売上高843,657千円・経常利益111,632千円と過去最高の業績を達成いたしました。また、2020年には資金調達による財務基盤の強化も実現し、上場による信用力向上やガバナンス体制の整備といったメリットを享受しながら、安定的な成長を遂げることができたものと考えております。

加えて、当社が上場時に掲げた最大の目的である「障がい者の社会参画を推進する」という信念のもと、障がい就労継続支援事業を展開する企業として日本で初めて株式市場に参画したことは、その後、同分野における上場企業や挑戦する事業者が増加する契機の一つとなり、社会的意義の観点からも一定の役割を果たすことができたものと認識しております。

一方で、近年の急速な賃上げ環境の進展を背景に、他業種と福祉業界との間における賃金水準の乖離が今後さらに拡大していくことが懸念されております。当社は、こうした外部環境の変化を踏まえ、経営戦略の再検討を行った結果、今後は「より一層、人を大切にする会社」であることを明確に打ち出し、上場維持に伴う各種コストを、人材への投資へと振り向けていくことが、持続的な成長に資すると判断いたしました。

また、当社は今後の成長戦略として、既存の福祉事業に加え、AI等のテクノロジーを活用した福祉DX事業への積極的な投資を行い、福祉事業を起点としたソーシャルビジネス企業へと進化していく構想を描いております。これらの新たな事業領域においては、迅速かつ柔軟な経営判断が求められることから、株式の非公開化によって意思決定及び事業推進のさらなるスピードアップを図ることが最適であるとも判断いたしました。

当社は、本上場廃止を通じて、短期的な市場環境や開示対応に左右されることなく、中長期的な視点での企業価値向上に専念できる経営体制を構築し、結果として、より強固で持続可能な事業基盤を確立していく方針です。その上で、将来的には一般市場への上場を視野に入れ、さらなる成長と社会的価値の創出を目指してまいります。

以上の理由から、当社は「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第1項に基づき、TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止を申請することいたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更理由

第1号議案「上場廃止申請の件」の承認可決を条件に、2026年4月14日を効力発生として、目的事項の追加、株式の譲渡制限の設定、株主総会資料の電子提供措置の廃止等所要の変更を行うものであります。また、2026年5月1日を効力発生として株主名簿管理人の規程を削除するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条 <条文省略> (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 4. <条文省略> <新 設> 5. 前各号に附帯関連する一切の事業	第1条 <現行どおり> (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 4. <現行どおり> 5. <u>有料職業紹介事業</u> 6. 前各号に附帯関連する一切の事業
第3条～第6条 <条文省略> <u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	第3条～第6条 <現行どおり> <削 除>
<新 設>	<u>(株式の譲渡制限)</u> 第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。
<新 設>	<u>(相続人等に対する売渡しの請求)</u> 第8条 当会社は、当会社の株式を相続その他的一般承継により取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

現行定款	変更案
<p>第<u>8</u>条～第<u>9</u>条 <条文省略></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって、定める。</p> <p>③ <u>当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>第<u>9</u>条～第<u>10</u>条 <現行どおり></p> <p><削除></p>
<p>第<u>11</u>条～第<u>14</u>条 <条文省略></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>	<p>第<u>11</u>条～第<u>14</u>条 <現行どおり></p> <p><削除></p>
<p>第<u>16</u>条～第<u>38</u>条 <条文省略></p> <p><新設></p>	<p>第<u>15</u>条～第<u>37</u>条 <現行どおり></p> <p>(附則) 本定款の変更は、2026年3月12日開催予定の臨時株主総会に付議される「上場廃止申請の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、2026年4月14日に効力を生じる。ただし、株主名簿管理人の廃止については、2026年5月1日に効力を生じる。なお、本附則は、効力発生後にこれを削除する。</p>

以上

MEMO

MEMO

MEMO